

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年3月13日（平成29年（行個）諮問第47号）

答申日：平成30年1月12日（平成29年度（行個）答申第174号）

事件名：本人に対する障害補償給付の支給決定に係る障害実地調査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私が労働災害にあった件に関して、平成28年特定月日付で通知のあった障害補償給付支給決定処分について、その処分を行う際の判断とした実地調査復命書及び復命書添付資料、決定決議書。特定労働基準監督署に提出した支給請求書及びその添付書類一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、静岡労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年9月16日付け静岡労個開（決）第28-135号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）趣旨（開示を求める不開示部分・開示請求部分と文書）

ア （障害）実地調査復命書（文書番号1）内の「別紙1 障害の状況について」平成28年特定月日付け、特定クリニック名の特定医師の意見書の欄のその他参考になる事項についての欄の黒塗り、非開示部分2行目

イ （障害）実地調査復命書（文書番号1）内の「別紙の5、調査官意見」の欄の非開示部分6行目から7行目にかけての黒塗りの部分

ウ （障害）実地調査復命書（文書番号1）内の「別紙1、障害の状態について」の欄に記載のある平成28年特定月日付け、特定クリニック名の特定医師の意見書（文書番号3）の非開示部分の開示を求めます。

以上の2箇所の黒塗り部分、非開示部分の開示と（障害）実地調査復命書（文書番号1）内の「別紙1，障害の状態について」の欄に記載のある平成28年特定月日付け、特定クリニック名の特定医師の意見書・文書（文書番号3），上記アないしウの合計3つの非開示部分の開示を求めます。

（2）理由（開示を求める理由）

ア 上記（1）アの理由について

上記（1）アの部分は、上記（1）イの部分で、特定職員名のご記載の通り、上記（1）アの部分には医学所見（審査請求人の症状（医学所見）のみ・私人のみに関する個人情報の記載・審査請求人の症状のみの記載であり、審査請求人の以外の特定の個人を識別することが出来るものは全く含みません）であり、従って、法人等に関する情報であって、法14条3号イ及びロには該当しない。

また、非開示部分は、審査請求者以外の特定の個人を識別することが出来るものも審査請求人の症状のみの記載であり、審査請求人以外の特定の個人を識別することが出来るものは全く含んで記載されておらず、法14条2号に該当しない。

また、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない事から、非開示部分の開示を求めます。

イ 上記（1）イの理由について、

審査請求人の主張は、特定症状名について、「手術が必要なレベルで症状は重度である」と始終しているが、主治医（特定診療所名）及び静岡労働医員の意見書において、上記（1）イとの医学所見が得られておりと主治医（特定クリニック名）及び静岡労働医員の意見書にて部分開示決定がなされております。この部分について以下、開示を求める理由を述べます。

先ず、平成28年特定月日付け（静岡労働局地方労災委員意見書）は、医師の氏名と印影の部分のみ黒塗りの不開示であり、その他の開示部分については、

○ 他覚症状（障害の状態）

（審査請求人の病状に関する詳細であり、内容省略）

○ 総合意見

（審査請求人の病状に関する詳細であり、内容省略）

と記載されており、静岡労働医員の医学所見については、私の症状のみの記載・私人のみに関する情報であり、法人に関する情報は一切、含みません。

また、審査請求人以外の特定の個人を識別することが出来るものも審査請求人の症状のみの記載であり一切、含みません。従って、先

ず、法人等に関する情報であって、法14条3号イ及びロには該当しない。

次に、非開示部分の静岡労働医員の医学所見は、審査請求人以外の特定の個人を識別することが出来るものも審査請求人の症状のみの記載であり審査請求人以外の特定の個人を識別することが出来るものは全く含んで記載されておらず、法14条2号に該当しない。

よって、上記(1)イの静岡労働局地方労災医員特定医師意見書内の医学所見を黒塗りで不開示にする理由がない。

上記(1)イの内の静岡労働局地方労災医員特定医師意見書内の医学所見の開示を求める。

続いて、上記(1)イの主治医(特定クリニック名)の医学所見について、平成28年特定月日の特定クリニックの上記(1)イは、特定職員名のご記載の通り、医学所見(審査請求人の症状(医学所見)のみ・私人のみに関する個人情報)の記載・審査請求人の症状のみの記載であり、審査請求人者以外の特定の個人を識別することが出来るものは全く含みません)であり、従って、先ず法人等に関する情報であって、法14条3号イ及びロに該当しない。

次に、非開示部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することが出来るものも審査請求人の症状のみの記載であり審査請求者以外の特定の個人を識別することが出来るものは全く含んで記載されておらず、法14条2号に該当しない。また、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない事から、非開示部分の開示を求めます。

よって、上記(1)イ内の主治医(特定クリニック名)の医学所見を黒塗りで不開示にする理由がない。

上記(1)イ内の主治医(特定クリニック名)の医学所見の開示を求める。

ウ 上記(1)ウの理由について、

実地調査復命書「別紙、1 障害の状態について」にある(障害)実地調査復命書「別紙、1 障害の状態について」の欄に記載のある(平成28年特定月日付け、特定クリニック名の特定医師名意見書・文書)の非開示部分の開示を求める理由について。

(その後の審査請求書の記載内容は、訂正印により削除されていると思われ、内容は省略した。また、審査請求書に添付された参考資料の一覧とその文書内容も記載は省略した)。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成28年8月29日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「請求者が労働災害にあった件に関して、

平成28年特定月日付の通知のあった障害補償給付支給決定処分について、その処分を行う際の判断とした実地調査復命書及び復命書添付資料、決定決議書。特定労働基準監督署に提出した支給請求書及びその添付書類一式」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成28年9月16日付け静労個開(決)第28-135号により部分開示決定(原処分)を行ったところ、審査請求者がこれを不服とし、原処分で不開示とされた部分のうち、一部の開示を求めて、平成28年12月18日付け(同月19日受付)で審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、審査請求人が開示を求める部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「3原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については法14条2号に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

## 3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、請求者が労働災害にあった件に関して、平成28年特定月日付で通知のあった障害補償給付支給決定処分について、その処分を行う際の判断とした実地調査復命書及び復命書添付資料、決定決議書、特定労働基準監督署に提出した支給請求書及びその添付書類一式である。

(2) 不開示情報該当性について(法第14条第2号の不開示情報)

本件対象保有個人情報のうち、別表に記載した審査請求人が開示を求める文書について、文書番号2及び3の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

## 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「3原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同月 23日 審議
- ④ 同年 12月 21日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 平成 30年 1月 10日 審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が労働災害にあった件に関して、平成 28 年特定月日付で通知のあった障害補償給付支給決定処分について、その処分を行う際の判断とした実地調査復命書及び復命書添付資料、決定決議書。特定労働基準監督署に提出した支給請求書及びその添付書類一式」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号 1 ないし文書番号 3 に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法 14 条 2 号並びに 3 号イ及びロに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、本件対象保有個人情報の一部（別表の文書番号 1 及び文書番号 3）について開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における文書番号 1 の不開示部分及び文書番号 3 の不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法 14 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

### 2 不開示情報該当性について

文書番号 3 の不開示部分は、医師の署名及び印影であり、法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法 14 条 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 14 条 2 号並びに 3 号イ及びロに該当するとして不開示とした決定については、審

査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条 2 号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書 番号	2 対象文書名	3 原処分において不開示とされている部分	4 不開示情報等 (14条2号)
1	障害実地調査 復命書	不開示箇所全て	新たに開示
2	意見書①	1頁医師署名，印影部分	—
3	意見書②	1頁医師署名，印影部分	○
		依頼事項にかかる意見（検査成績 等）の欄の不開示部分	新たに開示

注) 本表の「4 不開示情報等 (14条2号)」の欄のうち、「—」印の箇所は，審査請求人が開示を求めている部分であり，「新たに開示」としている部分は，諮問庁が諮問に当たり新たに開示する箇所であり，「○」印のある部分は，諮問庁が法14条2号に該当し，不開示とすることが妥当としている部分である。